



# 林野火災への対応について

## 特殊災害室

### 1 はじめに

昨年（令和7年）は、2月には大船渡市、3月には岡山市や今治市などで大規模な林野火災が相次ぎました。

消防庁では、4月から8月にかけて「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を林野庁と共同で開催し、検討会の報告書を踏まえ、林野火災注意報・林野火災警報の創設等に係る火災予防条例（例）、「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」などの改正を行い、7月には中央防災会議により防災基本計画（林野火災対策編）の改正が行われました。

これらも踏まえ、これから林野火災に特に注意を要する時季を迎えるに当たっての林野火災対応に係る留意点等を改めて紹介します。



令和7年3月に岡山県岡山市で発生した林野火災の様子

### 2 林野火災の発生傾向

昭和49年に8,351件を記録した発生件数は、近年は年間1,300件前後を推移し、令和6年は初めて1,000件を下回る831件にまで減少しました。令和6年の大幅な減少は、降水が多い傾向にあったことも一つの要因と考えられます。しかし、令和7年には記録的少雨などの影響により、大規模な林野火災が相次いで発生しました。

林野火災は年間を通じて発生するものの、年始から増

え始め、2月から5月にかけて特に多く発生する傾向があり、この4か月間だけでも年間の約6割を占めます※。

また、発生原因としては自然発生の例として落雷があるものの、人的要因がほとんどであり、たき火が32.5%、火入れが18.9%を占め、そのほかに放火（疑い含む）やたばこなどが続きます※。

これらを見ると、空気が乾燥し、強風が吹く時期における、林野火災を起こさないための予防が特に重要であることのほか、このような時期のたき火や火入れはもちろん、山菜採りやハイキング等で入山者が増加し始ることにも留意しておく必要があります。

※令和2年から令和6年までの5年間の平均

### 3 林野火災予防

林野火災の発生や急激な延焼拡大の要因の一つに乾燥や強風といった気象条件があります。このため、各市町村では火災予防条例に今回創設された林野火災注意報及び林野火災警報を規定するとともに、的確な発令・周知等の適切な運用が求められます。

また、家庭や農林漁業におけるゴミや草木の焼却を含むたき火に関する届出制度（火災予防条例）や火入れの許可制度（森林法）を通じた、たき火・火入れの行為の把握と防火指導の実施等も重要です。

このほか、広報・啓発として、訴求対象に応じた効果的な手法・タイミングでの実施、SNSなども活用すること、林野火災の危険性が高い状況の時には林野火災注意報・林野火災警報の発令や臨時的な広報・啓発や警戒パトロールの実施などにより予防の徹底を図っていくことが大切です。

これらの効果的な実施においては、消防本部だけでなく消防団との連携のほか、防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局などの幅広い部局や関係機関、地域と一体となった連携・協力が不可欠です。



## 4 林野火災への消火活動等の対応

林野火災は一たび発生すると、急激な延焼拡大が生じること、火点への進入の困難さ、水利条件の制約、延焼範囲の把握が困難なこと、鎮圧・鎮火まで長時間を要することなど、他の火災とは異なる特有の困難性を持つことがあります。

このため、「地上・空中消火の連携」、「速やかな応援要請による部隊増強」、「指揮権の確立」が消火戦術や対応に当たる上で重要となります。

林野火災の消火活動においては、ヘリコプターが活用されることがあります、その際は例えば、延焼阻止のための消火活動を行う地上隊と、地上消火が困難な地点に対する消火活動や上空からの延焼状況の把握を行うヘリコプターというように特性を活かした役割分担のほか、地上隊の活動と空中消火で時間帯を分けた消火活動を行うなど連携した対応も必要となります。

また、林野火災は急激な延焼拡大のほか、ha（ヘクタール）単位の広い延焼範囲となることで他の火災と比べ鎮圧・鎮火までに長時間を要することがあります。このため、早期消火や長期化する消火活動に対応するための要員交代も念頭にした相互応援協定等に基づく地上隊の応援要請、早期消火対応のための消防防災ヘリコプターや自衛隊への派遣要請も常に念頭に入れておく必要があります。林野火災は地上からでは延焼状況の確認が難しい火災であるため、応援要請等の判断に至らない場合でも、必要な時には早期の応援派遣等が実現するようにこれら要請先への事前通報（情報共有）を覚知後速やかに行っておくことや必要と判断される場合には速やかに応援要請等を行うことが肝要です。

林野火災では、市町村により避難指示が発令されることや災害対策本部が設置されることもあることから、地域防災計画（林野火災対策編）において市町村の対応を定めておくことや防災部局等との連携も必要になります。また、応援等の派遣を受ける際には受援計画や指揮系統の明確化、関係者との情報共有も大切です。

このほか、大船渡市林野火災等での飛び火による広範囲の延焼・住家被害の発生を踏まえて消防庁が10月から12月にかけて通知した「飛び火警戒要領の見直し等について」や「警防活動時等における安全管理マニュアル」の一部改正について、「林野火災の残火処理等における消火薬剤の活用について」を参考とした対応、水利の状況により海水が消火に使用されることがあることなども念頭に置いておく必要があります。



大船渡地区消防組合消防本部による活動の様子

## 5 終わりに

ここまで、林野火災の発生件数が増加する時季を迎えての留意点等を紹介してきましたが、大船渡市での林野火災は我が国において約60年ぶりの大規模な焼損範囲となり、大規模林野火災が過去のものではないこと、一連の林野火災の発生を通じて、どこでも（自分の地域でも）発生し得ることを改めて認識する契機ともなりました。

一方で、林野火災の発生は季節や気候、人的要因といった一定の傾向があるため、効率的・効果的な予防対応が重要であること、発生した際は応援要請・自衛隊への災害派遣要請を含めた迅速な対応が求められることなどの特徴もあります。これらの特徴も踏まえた適切な対応を行っていただくようお願いします。

### ＜参考通知等＞

- 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書（令和7年8月）
- 大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について（通知）（令和7年8月29日）
- 火災予防条例（例）の一部改正について（通知）（令和7年8月29日）
- 「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について（通知）（令和7年8月29日）
- 緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画の一部見直しについて（通知）（令和7年8月29日）
- 「違反処理標準マニュアル」の改正について（通知）（令和7年10月16日）
- 飛び火警戒要領の見直し等について（通知）（令和7年10月29日）
- 「警防活動時等における安全管理マニュアル」の一部改正について（通知）（令和7年11月25日）
- 林野火災の残火処理等における消火薬剤の活用について（通知）（令和7年12月16日）
- 林野火災に対する警戒の強化について（令和7年12月22日）
- 防災基本計画（林野火災対策編）（令和7年7月1日修正）
- 消防庁防災業務計画（令和7年8月修正）

### 問合せ先

消防庁特殊災害室

TEL: 03-5253-7528